

農業政策に関する意見書

政府は、平成30年産から米の生産調整の見直しを行うこととしており、さらに、経営所得安定対策での米の直接支払交付金が、これまでの交付単価から半減したことと併せ、昨年からの米価の下落により大幅な収入減少など、水稻生産農家の不安は増幅するばかりである。

また、当地域においても野生動物による農作物の被害は、年々増加傾向にあり、被害発生地域は、管内一円へと拡大しており、水稻や野菜を含めた農産物ばかりでなく、河川や水田畦畔の掘り起こし、住宅の破壊などにまで及んでいる。

これら野生動物による被害は、農業者の営農意欲低下や、耕作放棄地の増加をもたらすばかりでなく集落そのものの崩壊にもつながりかねず、大きな問題をはらんでいる。

また、当地域では、約80%が担い手農家に集積しており、米価の下落により担い手農家こそ経営への打撃は甚大である。

また、農家に対する経営安定対策の柱である収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)は、過去の収入額をもとに、過去5年間の内、最高額と最低額を除いた3年間の基準にして、収入減少額の9割が補てんされることになっているが、この対策は米価が下落すればするほど、補てん基準額は下がっていくため、経営安定への十分な機能が発揮されない仕組みとなっており、制度の抜本的な見直しが必要である。

なお、現在の仕組みでは、最大でも収入減少の2割までしか対象とならず、実質的に損失が発生することにもなりかねない。

また、真面目に生産調整に取り組んでいる当地域であっても、豊凶変動は避けられず凶作年については、政府備蓄米からの用途変更が措置されているが、豊作については何ら対策も講じられていないので、需給緩和を改善するための制度を構築する必要がある。

当地域では、27年産における飼料用米の生産拡大や新たに水田園芸の拡大など総力を挙げて取り組み、生産者手取りの最大化に向けた販売戦略の構築など最大限の取り組みを展開している。

今後は、これら直面するこの難局を乗り越え、生産者が夢と希望をもって米づくりに取り組み、わが国が誇る水田農業を将来に継承していくため、下記事項の実現に向けた取り組みを、政府および関係当局に対して強く要請する。

記

1. 特例措置を含めたナラシ対策等の適切な運用

ナラシ対策については、当面の営農・生活資金の確保対策とあわせて、最大でも標準収入額の2割までしか対象とならないことから、今後の米価動向等を踏まえ、補てんの拡大措置を講じること。

28年産米にかかる標準的収入額の大幅な減少が想定されることから、算定期間の拡大などの見直しを行うこと。

2. 27年産米の適正販売に向けた環境整備

27年産米について、長期計画的に需給に応じた適切な販売を推進していく観点

から、米穀機構の過剰米対策基金の残額を見極めつつ、その活用などの民間の取り組みを支援すること。

3. 飼料用米の生産拡大に向けた環境整備と長期的・継続的な支援の確保

生産者が長期的に安心して飼料用米等の生産に取り組むことができるよう、新たな食料・農業・農村基本計画に水田活用の直接支払交付金の長期的かつ継続的な支援と万全な予算を確保すること。

4. 将来を展望できる総合的な水田農業政策の確立

わが国の主食である米については、毎年安定した価格で生産・供給できることが望ましく、30年産を目途とした生産調整の見直しに向け、米の需給と価格の安定に国や関係機関の役割など、米政策の見直し等十分な検証を行い、水田フル活用ビジョンの充実などの対策を構築すること。

また、米の需要拡大に向けて、国を挙げて、主食用米の消費拡大対策や輸出促進対策に取り組むこと。

政府が創設を目指す収入保険制度を含めて、担い手の所得や生産コスト等に着目し、担い手が所得を確保できる万全なセーフティネット対策を構築することと併せて、対策が確立されるまでの間は、再生産可能な水準で米価を安定させる必要があるため、政府備蓄米制度の柔軟な運用や仕組みの改善などを通じた適切な対応を行うこと。

鳥獣害被害に対し抜本的な対策を講じ、地域で暮らす人々の生活と営農の安全・安定を確保するとともに、農業生産への影響を最小限に食い止めるとともに、広域連携への方策が講じられるよう対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月30日

あわらし議会